委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和元年6月28日

□中止

執行機関名	桶川市教育委員会
知事等(教育	委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	桶川市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://www.city.okegawa.lg.jp/shisei/shiyakushoshokuin/joho/6857.html

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	桶川市立小・中学校における特別支援学級に就学する児童又は生徒の保護者に 対する就学奨励に関する事務(以下「就学奨励事務」という。)であって規則で定める もの
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		桶川市個人番号の利用及び特定個人情報の情報提供に関する条例 別表第1 第16の項 桶川市立小・中学校における特別支援学級に就学する児童又は生徒の保護者に 対する就学奨励に関する事務(以下「就学奨励事務」という。)であって規則で定める もの
	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四 号)第1条	桶川市特別支援教育就学奨励費支給要綱第1条
	第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もって特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、桶川市立小・中学校における <u>特別支援学級に就学する児童又は生徒の保護者</u> に対し、その就学に伴う必要な費用の一部を支給し、 <u>特別支援教育の振興</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		桶川市特別支援教育就学奨励費支給要綱